

JIS

船用電気図記号 一 通信，計測，航海及び無線関係

JIS F 8013-1991

(2007 確認)

平成 3 年 10 月 10 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：運輸大臣 制定：昭和 44.2.1 改正：平成 3.10.10 確認：平成 9.2.10

官報公示：平成 9.2.25

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 上田 雄司）

この規格についての意見又は質問は、国土交通省海上技術安全局技術課（〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 - 3）又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船用電気図記号—通信, 計測,
航海及び無線関係

F 8013-1991

(1997 確認)

Graphical symbols for electrical apparatus for
marine use engineering drawings —
Communication, instrumentation, navigation and radio

1. 適用範囲 この規格は、船内における電気機器の取付位置、相互の系統などを示す図面に使用する図記号のうち、通信機器、計測装置、航海計器、無線装置などについて規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0301 電気用図記号

2. 分類 図記号の分類は、次のとおりとする。

- (1) 通信及び計測用 (一般)
- (2) 押ボタン
- (3) ベル, ブザー, ホーンなど
- (4) ゴング及びモータサイレン
- (5) 汽笛
- (6) 電話機
- (7) 船内指令装置
- (8) エンジンテレグラフ
- (9) ラダーアングルインジケータ
- (10) プロペラ軸回転計
- (11) 可変ピッチプロペラ翼角指示器
- (12) 計測装置
- (13) 火災警報装置及び火災探知装置
- (14) ガス検知装置
- (15) 監視盤及び制御盤
- (16) ジャイロコンパス及び磁気コンパス
- (17) オートパイロット
- (18) 音響測探機
- (19) ログ及びソナー
- (20) 風向風速計
- (21) クリヤビュースクリーン及びウインドワイパ
- (22) 電気時計
- (23) 電波航法装置
- (24) 無線装置及び娯楽装置
- (25) アンテナ